

全ての組合員及び被扶養者の方を対象に「資格情報のお知らせ」をお送りします

組合員証・組合員被扶養者証等は、令和6年12月2日に廃止となり、「マイナ保険証」に移行します。

「資格情報のお知らせ」は共済組合が把握する資格情報に誤りがないかを組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の皆さまご自身で確認していただくことで、情報の正確性を確保し、全ての方に安心して「マイナ保険証」を利用していただくことを目的として送付いたします。

今回の送付対象者は、当共済組合の資格がある方（令和6年8月3日基準日）とし、令和6年10月末までに「**資格情報のお知らせ**」（個人番号の下4桁を含む。）をお送りしますので、記載内容のご確認をお願いします。

また、個人番号下4桁を記載した「資格情報のお知らせ」は、今回1回限りの送付となりますので、大切に保管してください。

なお、「資格情報のお知らせ」の送付にあたり、組合員等から特段申し出がない場合は、黙示の同意をいただいたものとして、世帯ごとに送付しますのでご了承ください。

※「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。